

## 10 農林水産省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	-	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	メガソーラー発電設備の設置に関する 農振除外及び農地転用規制の緩和	都道府県	群馬県
		提案事項管理番号	1007010
提案主体名	太田市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第10条 農地法第4条及び第5条
制度の現状	農用地区域内農地及び第1種農地については、原則転用不許可。

求める措置の具体的内容
<p>原則農地転用不許可である農用地区域内農地(青地)において、メガソーラー発電設備を設置する場合には、公益性が特に高いと認められる事業として農用地等に含まれない土地とする。</p> <p>さらに、農用地等に含まれない集团的農地(第1種農地)を農地転用不許可の例外として認め、農地転用の許可を受けることを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>[事業の実施内容]</p> <p>太陽光発電の導入を推進している太田市では、メガソーラー発電設備の導入により、低炭素社会の実現を目指す。</p> <p>具体的には、電力需給の逼迫を受けて、地域の実情に応じた「安全・安心な電力の安定供給」が当面の課題となることから、更なる太陽光発電の活用と普及を促進するため、変電所周辺で事業化が可能な農地に、特定供給者によるメガソーラー発電設備の設置が可能となるよう努める。</p> <p>[提案理由]</p> <p>メガソーラー発電の導入は、エネルギーの自給率の向上、低炭素社会の実現の観点から、社会一般に利益をもたらす公益性の高いものになる。候補地が農用地区域内農地又は第1種農地の場合は、原則農地転用不許可であることから、今後の事業推進は困難な状況である。この対処法として、求める措置の具体的内容のとおりとする。</p> <p>上記のメガソーラー発電設備の導入事業が、再生可能エネルギーの普及等を促進することとなり、エネルギーの自給率の向上、低炭素社会の実現及び安全・安心な電力の安定供給が可能となるものとする。</p>

[代替措置]

メガソーラー発電の検討では、変電所周辺を候補地とすることにより、電源線の負担の縮減及び対象となる農地が限定的となる。したがって、本提案が現実化した場合でも、本市全体の農地面積に与える影響は少ないものとする。

## 10 農林水産省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	-	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	メガソーラー発電設備の設置に関する農地転用手続の緩和	都道府県	群馬県
		提案事項管理番号	1007020
提案主体名	太田市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条及び第5条
制度の現状	<p>農地区分は、許可申請後判断されるもの。</p> <p>第3種農地は、一般基準(農地転用の確実性や周辺農地等への被害の防除措置の妥当性などを審査する基準)を満たせば、農地転用許可が可能。</p> <p>第2種農地は、第3種農地に立地困難で、かつ、一般基準を満たす場合に許可可能。</p>

求める措置の具体的内容	<p>第2種及び第3種農地において、メガソーラー発電事業が可能な農地については、制限の例外として農地転用の許可不要とする</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>[事業の実施内容]</b></p> <p>太陽光発電の導入を推進している太田市では、メガソーラー発電設備の導入により、低炭素社会の実現を目指す。</p> <p>具体的には、電力需給の逼迫を受けて、地域の実情に応じた「安全・安心な電力の安定供給」が当面の課題となることから、更なる太陽光発電の活用と普及を促進するため、変電所周辺で事業化が可能な農地に、特定供給者によるメガソーラー発電設備の設置が可能となるよう努める。</p> <p><b>[提案理由]</b></p> <p>メガソーラー発電の導入は、エネルギーの自給率の向上、低炭素社会の実現の観点から、社会一般に利益をもたらす公益性の高いものになる。安全・安心な電力の安定供給が喫緊の課題であることから第2種及び第3種農地では、手続きの簡素化を図りたい。この対処法として、求める措置の具体的内容のとおりとする。</p> <p>上記のメガソーラー発電設備の導入事業が、再生可能エネルギーの普及等を促進することとなり、エネルギーの自給率の向上、低炭素社会の実現及び安全・安心な電力の安定供給が可能となるものと考えます。</p> <p><b>[代替措置]</b></p> <p>メガソーラー発電の検討では、変電所周辺を候補地とすることにより、電源線の負担の縮減</p>

及び対象となる農地が限定的となる。したがって、本提案が現実化した場合でも、本市全体の農地面積に与える影響は少ないものとする。

## 10 農林水産省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	-	プロジェクト名			
要望事項 (事項名)	一般の株式会社の農地の所有権取得を可能にすること	都道府県	愛媛県	提案事項管理番号	1008010
提案主体名	ベルグアース株式会社				

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第3条第1項及び第2項
制度の現状	<p>法人が農地の所有権を取得するためには、農業生産法人の要件等を満たし、農業委員会等の許可を受けなければならないとなっているところ。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農地の所有権取得の対象者を、人・農地プランに位置付けられ、農業経営基盤強化促進法第12条1項の規定により認定された法人とし、かつ対象農地を原則転用できない優良農地（農振農用地・甲種農地・第1種農地）に限ること、及び農業委員会等の第三者と法人の間での締結した協定に基づき、一定期間の耕作継続について第三者の判断を経たうえで、農業生産法人だけでなく、一般の株式会社についても、農地を所有して農業に参入することを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>【背景】</b> 愛媛県南予地域の生産人口（15～64歳）は今後、平成21年/約20万人から平成27年/約15万人へと減少し、農業従事者の全国平均年齢66歳の現状を鑑みても、担い手不足により今後も耕作放棄地は増加の一途をたどると想定され、地域農業衰退の危機にある。</p> <p><b>【提案理由】</b> 農業関連で実績があり、一定の要件を満たす株式会社に限って、農地所有が実現できれば、継続的な農地活用はもちろんのこと、民間企業のノウハウを生かした農産物の競争力強化につながり雇用と所得を確保できる。さらに、雇用増による人口減少抑制の観点からも、特区実現は地域活性化の試金石となり得る。</p> <p>&lt;問題点&gt; 詳細別紙 ○複数地権者からの賃借では営農中断の恐れがあること。 ○後継者のいない農業者の農地が宙に浮く恐れがあること。</p> <p><b>【代替措置】</b> 1 認定農業者でかつ人・農地プランで今後の中心となる経営体に位置付けられた法人であること。</p>

2 取得の対象となる農地が、原則転用できない農振農用地、甲種農地及び第1種農地であること。

3 事業の適正かつ円滑な実施のため、法人の行う事業の内容、法人が行う農地等の所在・面積や地域の農業における役割分担に関する事項等について、農業委員会と協定を締結していること。

4 協定の締結後、一定の期間、協定を遵守して耕作を継続していると農業委員会が認めること。

## 10 農林水産省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	-	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	保健保安林区域内での風力発電事業 業手続き簡素化	都道府県	新潟県
		提案事項管理番号	1012010
提案主体名	新潟市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	森林法第 34 条
制度の現状	<p>保安林内の土地の形質変更に係る許可の基準については、変更行為に係る区域の面積が 0.05 ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メートル未満の点的なものを設置する場合等において可能。</p> <p>ただし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限る。 (森林法第 25 条の 2 第 2 項に基づき都道府県知事が指定した保安林を対象とした、農林水産大臣による技術的助言)</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている保健保安林内での工作物設置要件を、市町村計画への位置づけや現況に応じて、再生可能エネルギー普及に資する場合に緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>本市の有望な自然エネルギーの一つである日本海沿岸の良好な風況を活用し、風力発電設備の早期導入を図ることで、環境負荷の少ないエネルギー創出に寄与する。</p> <p>現在、保健保安林区域内に工作物を設置する際の土地の形質の変更行為の許可基準は、その高さが周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であることに限られている。</p> <p>一方、保健保安林区域内であっても、現況として樹林帯が形成されていない野原で且つ人の立ち入りもない広範なエリアも存在することから、こうした部分を風力発電事業用地として有効活用する。</p> <p>具体的には、市町村計画に事業推進の位置付けがあり、1 基あたり 0.05 ヘクタール未満の点的な風力発電施設の整備で各施設間に十分な隔離距離が確保され、保健保安林の機能の発揮に支障がないと判断される場合は、保健保安林区域であっても作業許可基準内として緩和する。</p> <p>提案理由： 本市では、東日本大震災後のエネルギー環境の変化に対応し平成 24 年 3 月に策定した新潟市スマートエネルギー推進計画に基づき、風力発電事業を推進している。 平成 24 年度に実施した市域における風力発電適地調査の結果、適地と判断された当該地</p>

は、海浜部と樹林帯との間に広がる現況野原であるが、一体的に保健保安林の指定を受けている市有地となっている。

当該地での風力発電設備の設置にあたっては、木を伐採することなく、市民のレクリエーション等の保健、休養の場としての機能を維持しながら設備設置が可能であり、本市計画に基づく風力発電による再生可能エネルギーの普及拡大に大きく寄与できる環境にある。



## 10 農林水産省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	-	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)が適用される「地域の要件(人口)」の緩和	都道府県	佐賀県	
		提案事項管理番号	1017010	
提案主体名	佐賀市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農村地域工業等導入促進法 第2条第1項本文カッコ書き (定義) 同法施行令 第3条第4号ア (農村地域から除かれる地域の要件)
制度の現状	<p>農村地域工業等導入促進法の対象となる農村地域は、農振・山村・過疎地域を有する市町村であるが、このうち大都市圏にある一定の市町村や、人口 10 万人以上の市のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人口 20 万人以上の市</li> <li>②人口増加率又は製造業等就業者率の高い市が農村地域から除外されている。</li> </ul>

求める措置の具体的内容	<p>人口 20 万人以上の都市は、農工法上の“農村地域”に該当せず、農工法が適用されないところ、合併によって人口が 20 万人以上となった市については、合併前の人口が 20 万人未満であった旧市町村の区域に対して農工法の適用を可能とするよう求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>企業誘致は、地方都市においては、地域経済振興及び雇用創出の効果が期待できる即効性の高い施策である。そして、企業誘致のためには、工業用地(団地)の確保が必要不可欠である。本市においても、既存の工業団地を、農工法により整備してきたところである。</p> <p>しかし、平成の大合併における他の農村地域との合併により、人口が20万人を超える都市となった本市(H23 年度末:234,730 人)では、農工法上の“農村地域”に該当しないこととなり、農工法が適用できなくなってしまった。</p> <p>このため、合併等の特段の理由により要件を満たさなくなった場合に限り、その適用要件を緩和されるよう求めるものである。</p> <p>(提案理由)</p> <p>近年、企業は比較的生活圏に近い立地を望むようになってきており、山村地域よりも平野部が好まれるようになってきているが、本市の平野部は、すべて都市計画区域であり、まとまった工業用地に適する場所は、そのほとんどが農業振興地域内農用地であるため、新規の工業団地開発が極めて困難な状況となっている。</p>

本市では、農業と工業の均衡ある発展を目指すなかで、依然工業団地の必要性は高いと考えている。そのため、合併により人口が20万人を超えることとなった都市についても、合併前の人口も適用される要件として認めるなど、特例的に農工法の適用を認める特区を申請するものである。

10 農林水産省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一定の工業団地開発計画に係る農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく計画の要件緩和	都道府県	佐賀県
		提案事項管理番号	1017020
提案主体名	佐賀市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第4条の4第1項第27号 (公益性が特に高いと認められる事業に係る施設)
制度の現状	<p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付けられた農業の振興のために必要な施設の用に供される土地については、農用地区域に含まれない土地として農用地区域からの除外が可能。</p>

求める措置の具体的内容	<p>27号計画に基づき、農振除外・農地転用が可能な施設については、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限定されているが、これを直接的な農業の振興に限定することなく、農地の流動化を目的として計画された工業団地等、「地域の特性に応じた振興を図るために必要な施設」まで広く緩和すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>今後の農業振興のためには、農地の流動化を促し、その農地を作業効率の高い大規模区画農地として担い手に集約することで、農業の安定的経営を促進するとともに、農業経営の規模拡大による効率性と生産性の向上を図ることが求められている。</p> <p>そこで、農地の流動化を促進する目的で「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」として工業団地を開発し、離農を希望する小規模農家や、担い手への農地集約を希望する兼業農家(以下「離農希望農家等」)の就業機会を増大させ、これによって流動化した農地が担い手に集約される。これらにより、本市の農業生産性の向上が図られることから、農業の振興にも資するものであり、ひいては地域の活性化にも寄与するものである。</p> <p>具体的には、工業団地開発に当たり、土地活用の実態や地域の実情及び自治体の「都市計画マスタープラン」や「農業振興地域整備計画」などへの位置付け等を勘案した上で、「27号計画」で農用地における工業団地開発が可能となるようにすることである。</p> <p>【提案理由】 農用地における開発に当たり策定される27号計画において、「直接農業の振興を図るもの</p>

でない」との理由から、当該計画による工業団地開発が認められない状況となっており、農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)が適用されない本市においては、新規の工業団地開発が非常に困難な状況となっている。

このため、自治体の「都市計画マスタープラン」や「農業振興地域整備計画」等の自治体計画における位置付け等の一定の要件のもと、27号計画での工業団地開発計画が可能となるよう求める。

## 10 農林水産省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	-	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	国の転用許可権限の県への委譲及び農地転用許可に係る大臣の事前協議の廃止		都道府県	兵庫県
			提案事項管理番号	1018080
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条、5条、 附則第2項
制度の現状	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha 超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。</p> <p>また、都道府県知事が2ha 超4ha 以下の農地転用を許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議が必要。</p>

求める措置の具体的内容	<p>農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合は、転用許可権限を県に委譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案理由)</p> <p>・農地転用の許可事務は、全国統一的な許可基準によって法令化され、運用されている。都道府県で行う転用許可事務は、農業委員会の意見書進達や農業会議への諮問手續によって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることや法定協議の要否を区分することには合理性がない。</p>

## 10 農林水産省 構造改革特区第22次 検討要請

管理コード	-	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	遊休農地に係る農地転用、農振除外要件の緩和	都道府県	富山県	
提案主体名	富山市	提案事項管理番号	1020010	

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
該当法令等	農地法第4条、第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条
制度の現状	農用地区域内農地及び第1種農地については、原則転用不許可。

求める措置の具体的内容	<p>現行の農地転用基準では、農用地区域・第1種農地は原則不許可であるが、圃場整備されておらず、狭小・不整形のため保全管理水田(不作付け地)で耕作放棄地化する懸念があり、所有者の高齢化・後継者不足等により管理もままならない地域については、優れた交通アクセス網や近隣産業集積地との連携を活かした企業団地とするなど、地域経済の活性化を図るため、実態に応じて農地転用、農振除外を可能とし、他用途として利活用できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>提案理由:</b></p> <p>東日本大震災以降、リスク分散として本市に立地を考えている企業や、業務拡大や新分野への進出などにより、企業団地に入居を希望する企業が増加している。</p> <p>しかし、本市の企業団地の未分譲地は残り少なく、短期間にすべて入居済みとなることが予想されることから、新企業団地を整備し、経済の活性化を図ることや雇用を創出することが急務となっている。</p> <p>一方、市域の中には、農用地区域・第1種農地ではあるが、水利の不便な土地柄のため圃場整備されておらず、狭小・不整形のため保全管理水田(不作付け地)で耕作放棄地化する懸念があり、所有者の高齢化・後継者不足等により管理もままならない地域(24ha)がある。この地域については、過去にケイマンゴルフ場、住宅団地等、他用途として整備し、地域を活性化させる計画があったが、いずれも農地転用の許可が下りず整備には至らなかった。</p> <p>現行の農地転用基準では、農用地区域・第1種農地は原則不許可であるが、以上のような地域については、実態に応じて農地転用可能とし、不作付け地相当分は企業団地として整備(17ha)することにより地域の活性化と雇用の創出を図る。また、耕作されている農地相当分は再整備(7ha)することにより農業利用と一体的な整備を図り、あわせて地域農業の継続性も確保しながら、有効な土地の利活用を図る。</p> <p><b>代替措置:</b></p> <p>開発に供する農地相当分は、現在進めている農業振興整備計画の見直しにおいて確保に努める。</p>